

舟形町就転職等活動旅費支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 町外の若年者が町内所在企業又は近隣市町村所在企業に就転職するための活動を支援し、ひいては本町へのU I J ターン促進を図るため、舟形町補助金等交付規則（平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、就転職等活動に係る旅費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 次のいずれかに該当する者で、交付申請時点において、満18歳以上35歳未満である者とする。

- (1) 町内に所在する企業（国及び地方公共団体を除く）に対して、次条に規定する就転職等活動を行った者
- (2) 町内に住居を有する3親等以内の親族がいる者であって、当該住居から自家用車又は公共交通機関等による移動でおよそ1時間圏内にある企業に対して、次条に規定する就転職等活動を行った者
- (3) その他町長が認める者

(就転職等活動の定義)

第3条 この補助金の対象となる就転職等活動とは、次に掲げるものとする。

- (1) 企業が実施する採用面接、採用試験及び就職説明会への参加
- (2) 企業が実施する実践的な職業体験を行うインターンシップへの参加
- (3) その他町長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の住所地から就転職等活動の実施場所又は宿泊地への往復に要する交通費及び宿泊費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 就転職活動日から前後7日以内の移動に要した必要と認められる交通費
- (2) 就転職活動での宿泊に要する経費のうち、活動開始日の前日または当日の宿泊料金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、上限30,000円（100円未満は切り捨て）とする。

2 前条に定める経費について、就転職等活動を行った企業又は他の地方公共団体等から助成を受ける場合は、当該助成額と本補助金の合計額は対象経費を超えないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、就転職等活動日から起算して30日を経過する日又は就転職等活動日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、舟形町就転職等活動交通費支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 就転職等活動実施証明書（様式第2号）
- (2) 対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の交付申請書は、実績報告書及び補助金請求書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第7条 交付の回数は、1年度あたり1人につき1回を限度とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する期日は、交付決定受領の日から10日を経過する日とする。

2 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、前項に規定する期日までに交付申請取下げ届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、第6条に規定する申請書を受領した後、規則第4条及び第7条の規定に基づき交付決定を行い、交付決定日の翌月末までに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。